



【外国人労働者関係】

R7.10 富士労働基準協会

厚生労働省ホームページ

「外国人労働者の安全衛生管理」（各種テキスト等）

「静岡労働局第 14 次労働災害防止計画」より

- ・ 外国人労働者に対し、
 - ① 母国語に翻訳された安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施、
 - ② 災害防止に関する標識、掲示、表示等の図解や母国語を用いての安全の「見える化」等対策の実施、
 - ③ 健康管理等に取り組む。

【アウトプット指標】

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027（令和 9）年までに 50%以上とする。
- ・ 災害防止に関する標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解を促す等により、安全の「見える化」等対策を行っている事業場の割合を 2027（令和 9）年までに 50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を 2022（令和 4）年と比較して 2027（令和 9）年までに減少させる。

「令和 7 年度静岡労働局行政運営方針」より

③ 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害が依然増加傾向にあることから、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材による安全衛生教育の促進や注意表示等の「見える化」の促進を図ります。

【参考】「年千人率」

1 年間の特定の対象（地域、業種、事業場、年齢階層等）に属する労働者 1,000 人あたりに発生した死傷者の割合を示す数値
この率が高いほど、労働災害が発生する可能性が高いと判断される

R6 静岡県

労働災害全体	年千人率	約 2.6	(R4 就業構造基本調査 雇用者 176.9 万人)
外国人労働者	年千人率	約 4.9	(R6 外国人雇用状況 81,560 人)
		(R4 4.5)	

● 厚生労働省 「第14次労働災害防止計画の概要」より

外国人労働者の労働災害発生状況

(重点④)

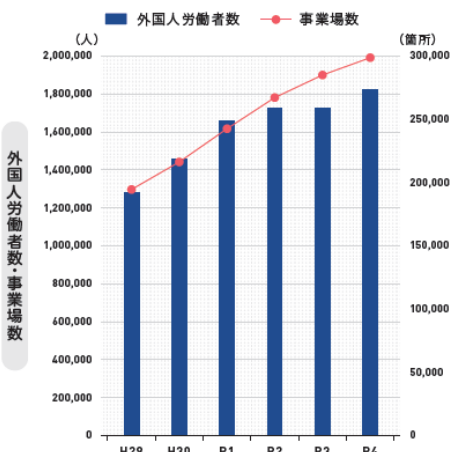
▶ PAGE 25

外国人労働者数の増加に伴い、**外国人労働者の死傷者数も増加傾向**。全業種と比較して、**外国人労働者の災害発生率は高い**。これについて、以下の要因が考えられる。

①業務経験が比較的短い ②日本語そのものの理解が不十分 ③コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解も不足

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

全ての労働者と比較して**外国人労働者の労働災害発生率は高く対策が急務**



※令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和3年10月末現在) より数値引用

令和3年死傷年千人率	
全て(役員除く)	2.32
外国人労働者	2.64



労働者死傷病報告の様式改正に伴い、平成31年以降の死傷者数は平成30年までとは把握の方法が異なっている。 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

重点事項ごとの具体的取組

(重点④)

▶ PAGE 26

④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

- 「テレワークガイドライン」(*1)や「副業・兼業ガイドライン」(*2)に基づく労働者の安全と衛生の確保
 - (*1)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)
 - (*2)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)
- **外国人労働者への安全衛生教育**や健康管理を実施 *国は、危険を「見える化」する**ピクトグラム安全表示の開発を促進**
 - ・外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。(母国語や視聴覚教材の使用)
 - ・使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に理解**させる。
 - ・標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で**注意喚起語を**表示する**。等



事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

母国語や視聴覚教材を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している**事業場を50%以上**

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

外国人労働者の**死傷年千人率を全体平均以下**

● 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（R6.10 全国）」より

図 2 - 1 産業別外国人労働者数の推移

(単位：千人)

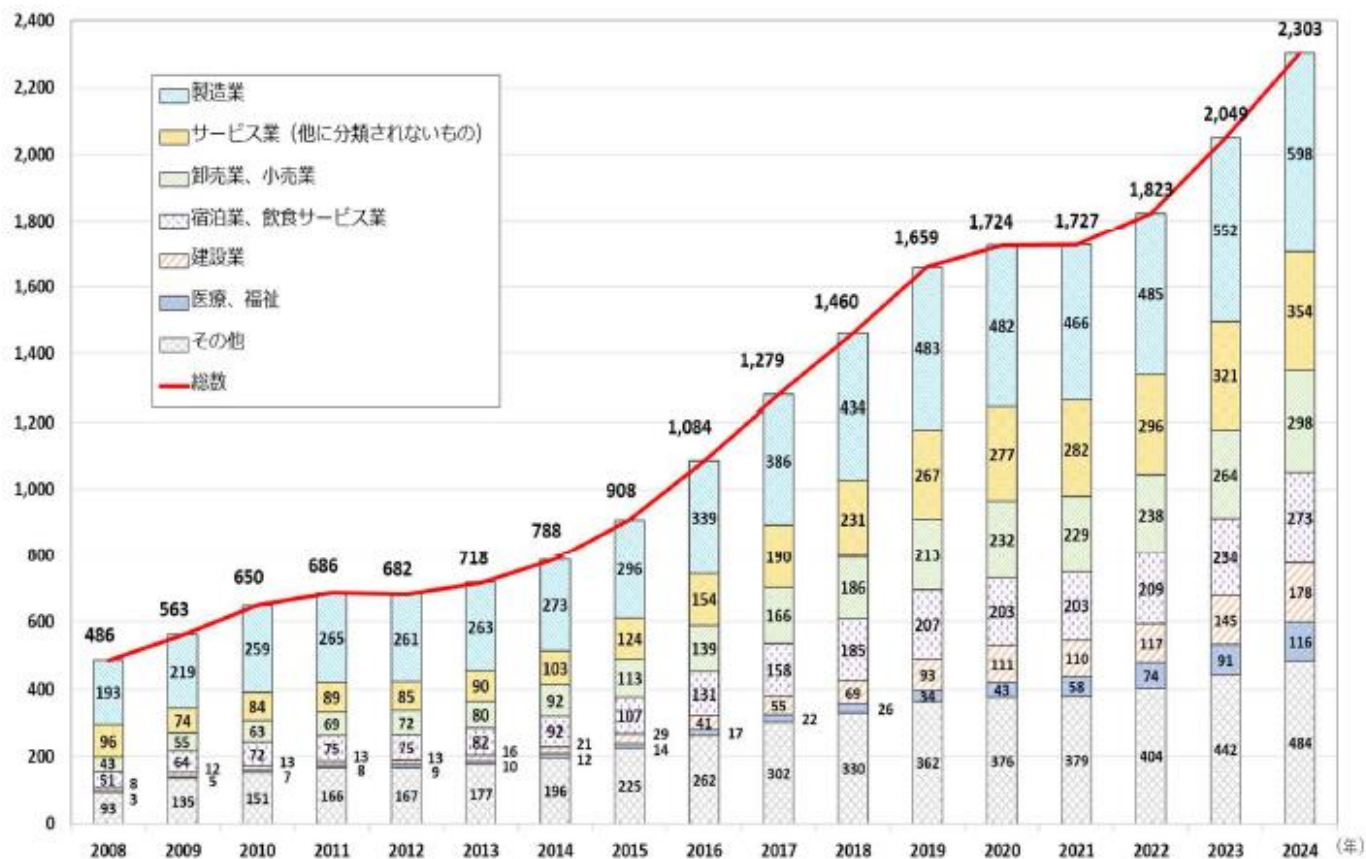


図 3 国籍別外国人労働者の割合

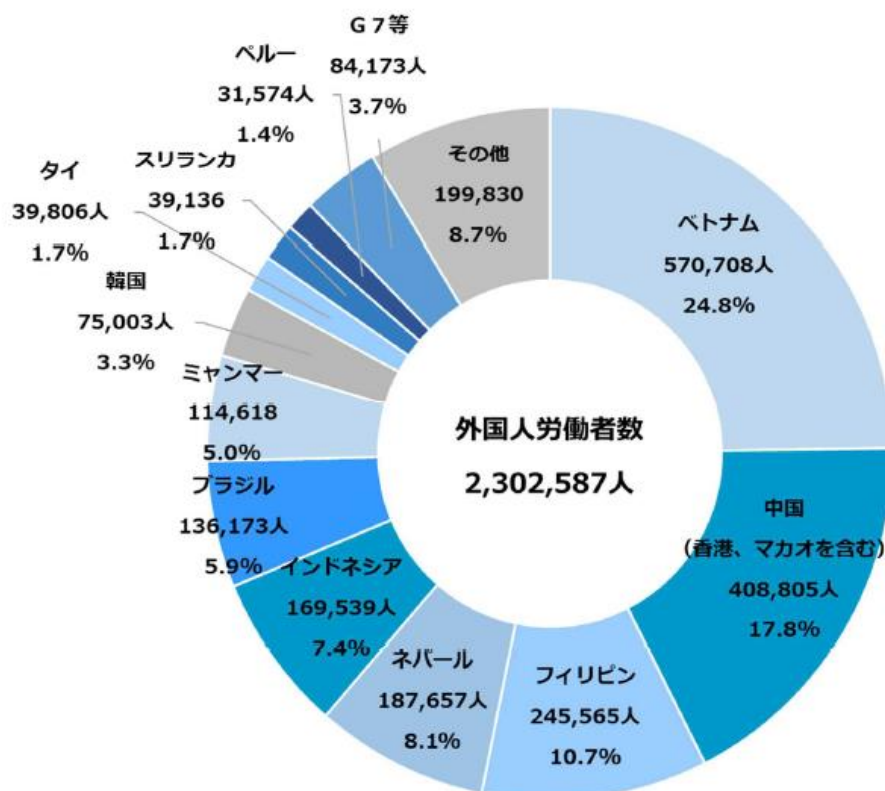


図 1-1 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位：千人)



● 参考 在留資格区分

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能1号、特定技能2号
技能実習	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号
留学	留学
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
その他	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

※ 「技能実習制度」は2027年より「育成就労制度」に変更される予定

【参考統計】

- 1 静岡県の「外国人雇用状況」の届出状況 (R6.10) のポイント
- 2 「令和6年外国人雇用実態調査」(全国) 結果の概要
- 3 令和6年における外国人労働者の災害発生状況 (静岡労働局)
- 4 令和4年技能実習実施者監督指導実施結果 (静岡労働局)
- 5 「外国人労働者の労働災害防止について」(R7.6.2 静岡労働局)

静岡労働局発表
令和7年1月31日

職業安定部職業対策課
課長 松井 和仁
外国人雇用対策担当官 菱川 洋子
電話 054-271-9976

静岡県の「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和6年10月末現在)

～外国人労働者数は81,560人 10年連続過去最高を更新～

静岡労働局はこのほど、令和6年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は81,560人（前年比9.0%増）。
平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新。
対前年増加率は前年10.3%から1.3ポイントの減少。
※全国は2,302,587人 静岡県は東京都・愛知県・大阪府・神奈川県・埼玉県・千葉県に次いで7位
- 外国人労働者を雇用する事業所数は10,235か所（前年比7.5%増）。
平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新し、対前年増加率は前年5.6%から1.9ポイントの増加。
※全国は342,087か所 静岡県は東京都・大阪府・愛知県・神奈川県・埼玉県・千葉県・福岡県・兵庫県に次いで9位
- 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は30,580人（外国人労働者全体の37.5%）、事業所数は1,258か所（外国人雇用事業所全体の12.3%）。
※外国人労働者のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人の労働者の占める割合は全国1位、事業所の占める割合は全国2位（1位は滋賀県）
※労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らず、事務や通訳などの正社員等として直接雇用される外国人労働者も含まれる
- 国籍別では、ブラジルが最も多く18,847人（外国人労働者数全体の23.1%）。次いでベトナム15,939人（同19.5%）、フィリピン14,778人（同18.1%）となっており、上位3か国の合計人数は49,564人となり、外国人労働者全体の60.8%を占めている。
- 在留資格別では、「身分に基づく在留資格」の外国人労働者数が38,942人で外国人労働者数全体の47.7%を占めているものの、前年比で1.4%の減少となっている。
※外国人労働者のうち「身分に基づく在留資格」の外国人労働者の占める割合は全国1位

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和6年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

（添付資料）

- ・別添1 静岡県の「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（令和6年10月末現在）
- ・別添2 静岡県の「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（令和6年10月末現在）
- ・別添3 静岡県の「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和6年10月末現在）

静岡県の「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（令和 6 年 10 月末現在）

1 外国人労働者の状況

労働者全体の状況について

外国人労働者数は 81,560 人。（全国は 2,302,587 人）

前年比で 6,701 人（9.0%）増加している。12 年連続の増加であり、10 年連続で過去最高を更新した。静岡県は全国で 7 番目に多い。

○ 国籍別の状況（【本文】P 2）

労働者数が多い上位 3 か国

- ・ ブラジル 18,847 人（全体の 23.1%）[前年比：4.5%減]
- ・ ベトナム 15,939 人（全体の 19.5%）[前年比：10.5%増]
- ・ フィリピン 14,778 人（全体の 18.1%）[前年比：7.2%増]

対前年増加率が高い上位 3 か国

- ・ ミャンマー 3,733 人（全体の 4.6%）[前年比：55.2%増]
- ・ ネパール 4,634 人（全体の 5.7%）[前年比：42.9%増]
- ・ インドネシア 6,155 人（全体の 7.5%）[前年比：30.5%増]

○ 在留資格別の状況（【本文】P 3）

労働者数が多い上位 3 資格

- ・ 身分に基づく在留資格 38,942 人（全体の 47.7%）[前年比：1.4%減]
- ・ 技能実習 16,977 人（全体の 20.8%）[前年比：17.6%増]
- ・ 専門的・技術的分野の
在留資格 16,646 人（全体の 20.4%）[前年比：20.9%増]

対前年増加率が高い上位 3 資格

- ・ 資格外活動 7,560 人（全体の 9.3%）[前年比：27.4%増]
- ・ 専門的・技術的分野の
在留資格 16,646 人（全体の 20.4%）[前年比：20.9%増]
- ・ 特定活動 1,434 人（全体の 1.8%）[前年比：19.0%増]

○ 特定技能（平成 31 年 4 月に創設）の労働者数は 6,222 人。（全国：206,995 人）（【本文】P 3）

2 事業所の状況

事業所全体の状況について（【本文】P 1）

外国人を雇用している事業所は 10,235 か所。（全国は 342,087 か所）

前年比で 712 か所（7.5%）増加している。12 年連続で増加し、対前年増加率は前年の 5.6%から 1.9 ポイントの増加。静岡県は全国で 9 番目に多い。

○ 事業所規模別の状況（【本文】P 5、9）

- ・ 「30 人未満事業所」が最も多く、事業所全体の 63.7%、外国人労働者全体の 36.4%を占めている。
- ・ 「30 人未満事業所」は前年比で 7.7%増加、「30 人～99 人事業所」は前年比で 8.0%増加、「100～499 人事業所」は 4.5%増加、「500 人以上事業所」は 1.5%増加となった。

3 産業別の状況

- ・ 外国人労働者数は、「製造業」が最も多く、全体の 37.6%を占める。
- ・ 外国人を雇用している事業所は、「製造業」が最も多く、全体の 27.8%を占める。
- ・ 外国人労働者数の対前年増加率を見ると、最も高い増加率は「医療、福祉」の 30.7%増、次いで「建設業」で 28.1%増となっている。
- ・ 外国人を雇用している事業所の対前年増加率を見ると、最も高い増加率は「建設業」の 17.6%増、次いで「医療・福祉」で 12.2%増となっている。

（【本文】P 5、6）

4 派遣・請負の状況

- ・ 外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は 1,258 か所（事業所全体の 12.3%）。前年比で 24 か所（1.9%）増加。
- ・ 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は 30,580 人（外国人労働者全体の 37.5%）。前年比で 148 人（0.5%）減少。

（【本文】P 2）

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 29 日

【照会先】

職業安定局

外国人雇用対策課

課 長 安藤 英樹

国際労働力対策企画官 前村 充

外国人支援・職業技法専門官 山田 将人

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5242

(直通電話) 03-3503-0229

「令和 6 年外国人雇用実態調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど「令和 6 年外国人雇用実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の状況、入職経路、生活状況等についてその実態等を産業別、在留資格別等に明らかにすることを目的として、令和 5 年から実施しています。

本調査は、雇用保険被保険者 5 人以上で、かつ、外国人労働者を 1 人以上雇用している全国の事業所及び当該事業所に雇用されている外国人常用労働者を対象にしており、調査客体として抽出された 8,877 事業所のうち有効回答を得た 3,623 事業所及び 11,568 人について集計したものです。

【調査結果の主なポイント】

<事業所調査>

- 外国人労働者数（雇用保険被保険者数 5 人以上事業所）は約 182 万人（前年約 160 万人）。在留資格別にみると「専門的・技術的分野」が 38.9%（同 35.6%）、「身分に基づくもの」が 27.6%（同 30.9%）、「技能実習」が 20.2%（同 22.8%）となっている。

【1 きまって支給する現金給与額、実労働時間】

- 「月間きまって支給する現金給与額」（一般労働者）は 274.9 千円（前年比 2.7% 増）〔所定内実労働時間 157.1 時間、超過実労働時間 17.5 時間〕。

【在留資格別（一般労働者）】〔 〕内は順に所定内実労働時間、超過実労働時間

・専門的・技術的分野	289.1 千円（前年比 1.1% 増）	〔158.5 時間、17.0 時間〕
・うち特定技能	250.3 千円（同 7.6% 増）	〔160.2 時間、21.3 時間〕
・技能実習	210.0 千円（同 2.9% 増）	〔163.8 時間、21.6 時間〕
・身分に基づくもの	305.2 千円（同 1.0% 増）	〔150.8 時間、15.5 時間〕

[2 外国人労働者を雇用する理由]

- 外国人労働者を雇用する理由（複数回答）をみると、「労働力不足の解消・緩和のため」が最も多く 69.0%（前年 64.8%）、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」が 54.7%（同 56.8%）、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」が 15.8%（同 18.5%）、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」が 13.2%（同 16.5%）となっている。

[3 外国人労働者の雇用に関する課題]

- 外国人労働者の雇用に関する課題（複数回答）をみると、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」が最も多く 43.9%（前年 44.8%）、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」が 24.7%（同 25.4%）、「在留資格によっては在留期間の上限がある」が 21.5%（同 22.2%）、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある」が 20.9%（同 19.6%）となっている。

<労働者調査>

- 国籍・地域別では、ベトナムが 32.4%（前年 29.8%）と最も多く、次いで中国（香港、マカオ含む）が 14.7%（同 15.9%）、フィリピンが 10.5%（同 10.0%）となっている。

[1 入職経路（入職前居住地：日本）]

- 現在の仕事への入職前居住地が日本だった者について、その入職経路をみると、「知人、友人」が最も多く 35.2%（前年 43.0%）、次いで「求人広告（求人情報誌、インターネット）」が 19.7%（同 19.3%）、「日本国内の民間紹介会社」が 10.8%（同 9.9%）、「その他」が 10.4%（同 6.2%）となっている。

[2 入職経路（入職前居住地：日本以外）]

- 現在の仕事への入職前居住地が日本以外だった者について、その入職経路をみると、85.0%（前年 85.2%）が紹介会社や個人からの紹介等を受けており、その内訳をみると、「出身国・地域の紹介会社・個人」が最も多く 44.7%（同 51.5%）、次いで「出身国・地域の語学学校」が 16.5%（同 9.9%）、「日本国内の紹介会社・個人」が 12.9%（同 13.5%）、「出身国・地域のその他の機関」が 9.5%（同 12.0%）となっている。

[3 入国に要した費用]

- 入国までにかかった費用総額をみると、「20 万円以上 40 万円未満」が 22.6%（前年 23.0%）、「20 万円未満」が 18.6%（同 19.2%）、「40 万円以上 60 万円未満」が 14.5%（同 12.4%）となっている。

〔4 就労上のトラブル〕

- 今の仕事をする上でのトラブルや困ったことについてみると、「なし」が86.9%（前年82.5%）、「あり」が10.9%（同14.4%）。「あり」の者について、そのトラブルの内容（複数回答）をみると、「紹介会社（送出し機関含む）の費用が高かった」が18.6%（前年19.6%）、「トラブルや困ったことをどこに相談すればよいかわからなかった」が14.9%（同16.0%）、「事前の説明以上に高い日本語能力を求められた」が8.8%（同13.6%）、「その他」が39.7%（同34.5%）となっている。

〔5 同居する家族全員の手取り収入の合計〕

- 日本で一緒に住んでいる家族全員の手取り収入の合計（月額）についてみると、「10～19万円」が最も多く34.8%、次いで「20～29万円」が23.9%、「30～39万円」が12.6%、「40～49万円」が6.6%となっている。

注1） 税、寮費等控除後の手取り収入を指す。

注2） 本項目は、令和6年調査における周期調査。

〔6 母国の家族などへの仕送りの有無、1年間の仕送り額、仕送り先〕

- 母国の家族などへの仕送りについてみると、仕送りをしている者は54.8%となっている。
- 「50～100万円未満」と回答した者が32.7%と最も多く、次いで「50万円未満」が31.8%、「100～150万円未満」が20.2%となっている。1年間の仕送り額について、平均金額をみると、外国人労働者全体では104.3万円となっており、最も高いのが「特定技能」の123.3万円、次いで「高度専門職」の118.6万円、「技術・人文知識・国際業務」の115.3万円、「技能実習」の106.3万円となっている。
- 仕送り先（複数回答）についてみると、「親、兄弟姉妹」が最も多く83.0%、次いで「配偶者、子ども」が16.1%、「親戚・親族（配偶者、子ども、親、兄弟姉妹を除く）」が9.0%となっている。

注3） 本項目は、令和6年調査における周期調査。

※ 労働者調査については、全て母国語で調査したものではなく、日本語、英語（オンライン回答の場合にはこれらに加え、中国語、ベトナム語、ポルトガル語）で調査を実施した。

詳細は別添「調査結果の概況」をご覧ください。

令和6年における外国人労働者の災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

(確定値)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死傷者数	① 271	① 242	301	② 317	① 323	306	373	② 397
(うち、技能実習生)	(30)	① (37)	(65)	① (67)	(59)	(48)	(64)	(85)

1. 署別・国籍別発生状況

		浜松	静岡	沼津	三島	富士	磐田	島田	合計
アジア	インドネシア	7 (4)	8 (6)	2 (1)	7 (6)	2 (1)	8 (7)	6 (5)	40 (30)
	ベトナム	8 (2)	11 (8)	9 (2)	3 (3)	11 (5)	13 (7)	8 (4)	63 (31)
	中国(台湾等を含む)	4 (1)	3	2	1	5 (3)	2	6 (3)	23 (7)
	フィリピン	13 (1)	1 (1)	7	8 (3)	7 (4)	18 (2)	20 (1)	74 (12)
	韓国			1		1	1		3
	ミャンマー		1	1 (1)	1	1		4 (1)	8 (2)
	タイ			1 (1)					1 (1)
	スリランカ		1	1		2	1 (1)		5 (1)
	ネパール	2	1			1			4
	その他	1	1			1	3 (1)	1	7 (1)
	小計	35 (8)	27 (15)	24 (5)	20 (12)	31 (13)	46 (18)	45 (14)	228 (85)
アメリカ	ブラジル	① 42	7	2		6	① 43	32	② 132
	ペルー	10	3			6	5	4	28
	アルゼンチン	1		2				1	4
	コロンビア					1			1
	その他			1			1	1	3
	小計	① 53	10	5		13	① 49	38	② 168
その他	ヨーロッパ								0
	アフリカ								0
	オセアニア								0
	その他					1			1
	小計					1			1
合 計		① 88 (8)	37 (15)	29 (5)	20 (12)	45 (13)	① 95 (18)	83 (14)	② 397 (85)

2. 業種別・署別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
浜松	2 (1)		6 (1)	10	29 (2)	① 15 (2)	6 (1)	7	13 (1)	① 88 (8)
静岡	15 (1)		3 (1)		1 (1)		13 (11)	2 (1)	3	37 (15)
沼津	8 (3)			5 (1)	2	6 (1)	1	2	5	29 (5)
三島			1		3 (1)	4 (4)	5 (5)		7 (2)	20 (12)
富士	4 (2)	13 (1)	3 (1)	4 (1)	2 (1)	3	9 (6)	2 (1)	5	45 (13)
磐田	7	3	17 (3)	9 (4)	21 (2)	16 (4)	① 9 (5)	1	12	① 95 (18)
島田	48 (8)		1	4 (1)	11	6 (2)	4 (2)	1	8 (1)	83 (14)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

3. 業種別・規模別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
10人未満	2 (1)		2	6 (2)		6 (4)	15 (10)	6 (1)	13 (3)	50 (21)
10～49人	32 (6)	8	7 (3)	15 (3)	16 (4)	① 22 (5)	② 27 (16)	5 (1)	16	② 148 (38)
50～99人	25 (4)	5 (1)	11 (3)	5 (1)	13	6	5 (4)	1	14	85 (13)
100～299人	17 (3)	3	5	4 (1)	17 (2)	10 (4)		1	4	61 (10)
300人以上	8 (1)		6	2	23 (1)	6		2	6 (1)	53 (3)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

4. 業種別・性別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の 事業	合計
	食料品 製造業	パルプ・紙 加工品製造業	化学工業	金属製品 製造業	輸送用機械 等製造業	その他の 製造業				
男性	51 (8)	14 (1)	20 (6)	25 (6)	48 (7)	34 (8)	① 47 (30)	12 (1)	32 (3)	① 283 (70)
女性	33 (7)	2	11	7 (1)	21	① 16 (5)		3 (1)	21 (1)	① 114 (15)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

5. 業種別・年齢別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の 事業	合計
	食料品 製造業	パルプ・紙 加工品製造業	化学工業	金属製品 製造業	輸送用機械 等製造業	その他の 製造業				
18歳未満	1									1
18～19歳		1 (1)	1 (1)	1	2		5 (4)	1	2 (2)	13 (8)
20～29歳	27 (10)	4	10 (4)	13 (6)	17 (7)	17 (10)	20 (17)	3 (2)	18 (2)	129 (58)
30～39歳	16 (5)	3	5 (1)	5 (1)	18	12 (3)	① 14 (7)	4	4	① 81 (17)
40～49歳	12	4	8	4	16	10	7 (2)	3	16	80 (2)
50～59歳	14	3	7	5	6	① 8	1	2	8	① 54
60歳以上	14	1		4	10	3		2	5	39
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

6. 業種別・経験期間別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の 事業	合計
	食料品 製造業	パルプ・紙 加工品製造業	化学工業	金属製品 製造業	輸送用機械 等製造業	その他の 製造業				
1月未満	3		1	1	3	1	2		1	12
1月以上3月未満	9 (1)	6 (1)	6 (1)	4 (1)	14	1	3 (2)	2	11	56 (6)
3月以上半年未満	13 (4)	2	6	2	10 (2)	5 (1)	9 (9)		5 (1)	52 (17)
半年以上1年未満	10 (3)	1	4	1	6 (1)	8 (3)	8 (3)		9 (2)	47 (12)
1年以上3年未満	17 (7)	6	8 (4)	12 (4)	22 (4)	14 (8)	17 (14)	4	9 (1)	109 (42)
3年以上5年未満	11		2 (1)	5 (2)	4	7 (1)	5 (2)	4 (2)	6	44 (8)
5年以上10年未満	12		1	5	6	① 7	① 2	4	5	② 42
10年以上	9	1	3	2	4	7	1	1	7	35
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

7. 業種別・事故の型別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の 事業	合計
	食料品 製造業	パルプ・紙 加工品製造業	化学工業	金属製品 製造業	輸送用機械 等製造業	その他の 製造業				
墜落・転落	7	1	3	1	2	3 (1)	8 (3)	3	5	33 (4)
転倒	20 (3)	1	6 (1)	1	13 (1)	5 (2)	1 (1)	2	9	58 (8)
激突	1		1 (1)		4	2	4 (2)		4 (1)	16 (4)
飛来・落下	8 (2)	1	1	1	3	5	13 (8)	2	3	37 (10)
崩壊・倒壊			1	1 (1)			3 (3)		1	6 (4)
激突され	4 (1)	2	2	1	5 (1)	3 (2)	3 (3)	1	2	23 (7)
はさまれ、巻き込まれ	17 (4)	5	9 (2)	17 (4)	21 (4)	17 (5)	6 (6)	4 (2)	7 (2)	103 (29)
切れ、こすれ	18 (4)	1	3 (2)	4	3 (1)	4	4 (3)	1	4	42 (10)
踏み抜き										
高温・低温物との接触	5 (1)		1			1 (1)			4	11 (2)
有害物等との接触									2 (1)	2 (1)
交通事故							① 3 (1)	1	3	① 7 (1)
動作の反動等	4	5 (1)	4	4 (2)	18	7 (1)	1	1	6	50 (4)
その他				2		① 3 (1)	1		3	① 9 (1)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

※1.労働者死傷病報告による休業4日以上之死傷災害 ※2.○囲み数字は、死亡者数で内数 ※3.()は、技能実習生死傷者数で内数

静岡労働局 発表
令和6年1月29日

【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課
監督課長 松本 政浩
主任監察監督官 内藤 匡樹
電話 054(254)6352

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

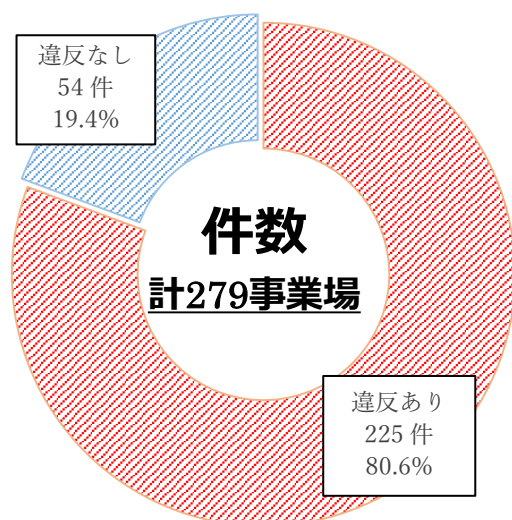
～監督指導を行った実習実施者の約81%で労働基準関係法令違反～

静岡労働局（局長 ^{ささまさみつ} 笹正光）では、このたび、県下7労働基準監督署が令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の状況等を取りまとめたので、公表します。（別紙参照）

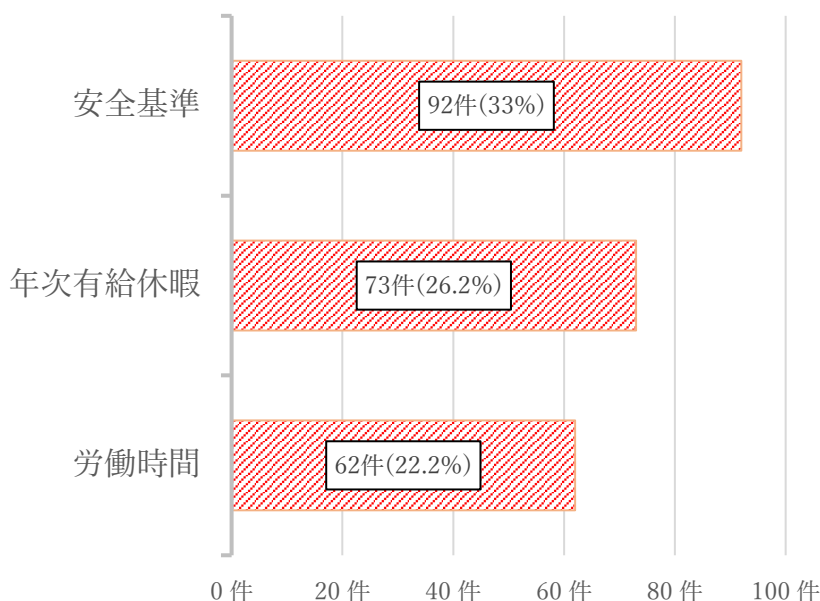
【ポイント】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、279事業場のうち225事業場（80.6%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（33.0%）、②年次有給休暇（26.2%）、③労働時間（22.2%）の順に多かった。

① 違反状況



② 主な違反事項

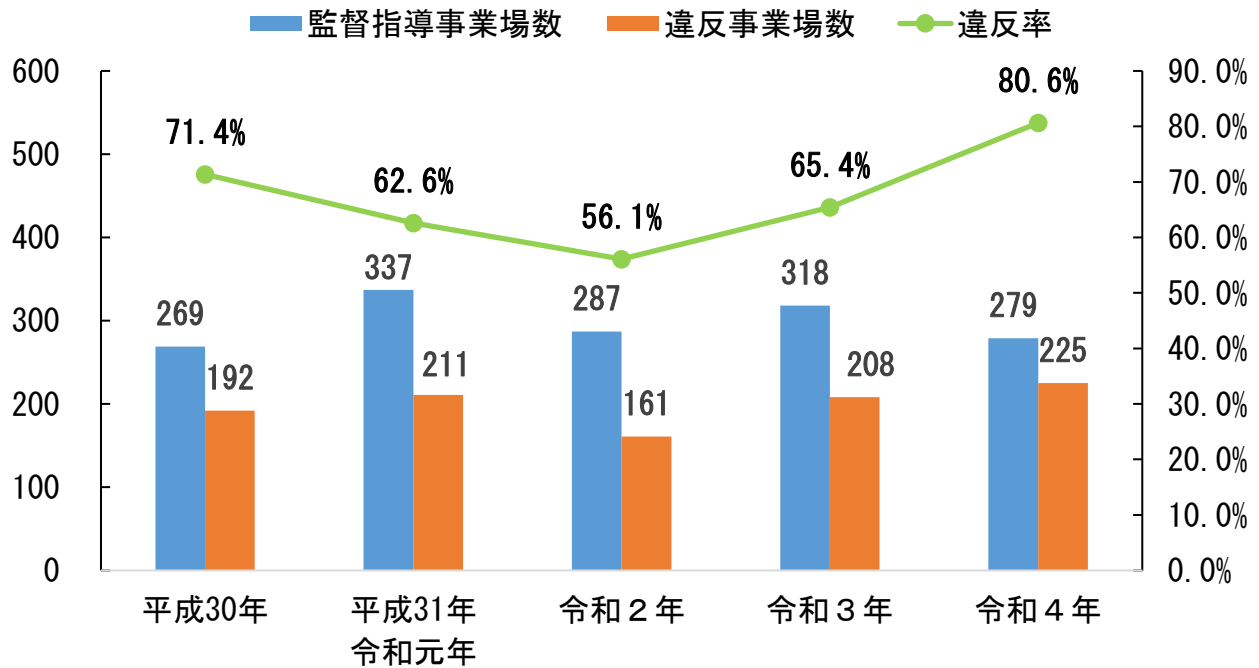


技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況 (令和4年)

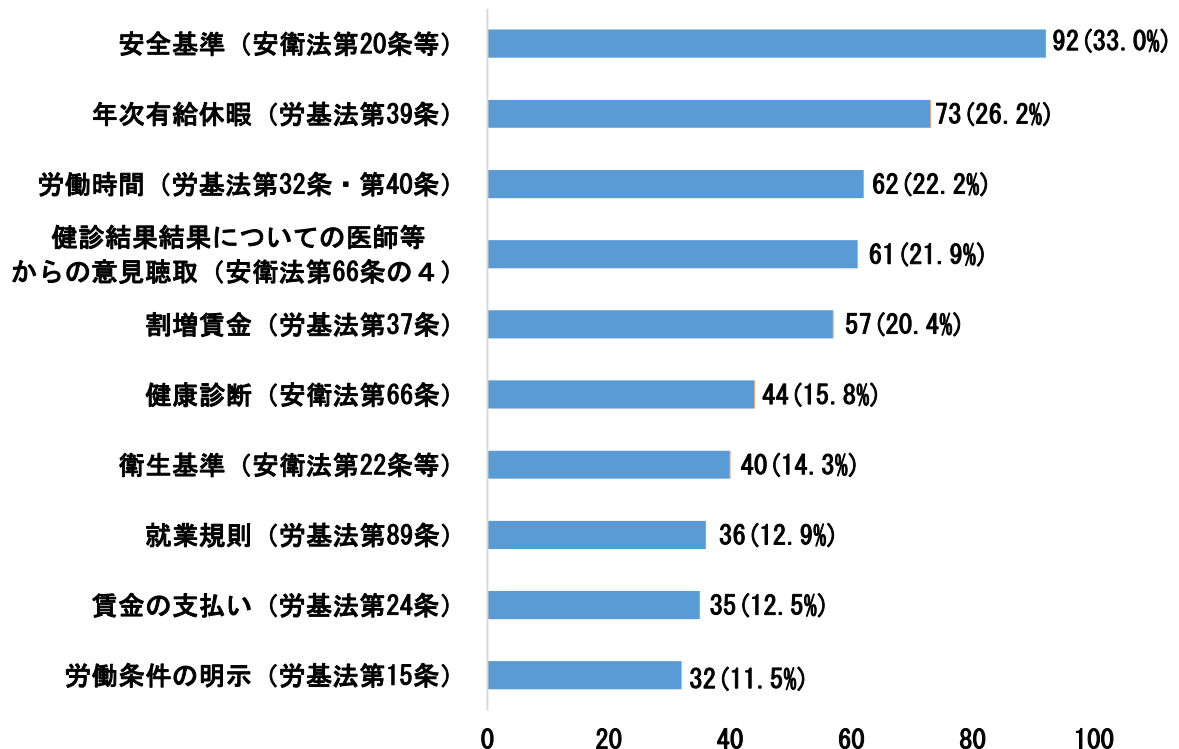
1 監督指導の状況

- (1) 静岡県下の労働基準監督機関において、実習実施者に対して 279 件の監督指導を実施し、その 80.6%に当たる 225 件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（33.0%）、②年次有給休暇（26.2%）、③労働時間（22.2%）の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	103	77 (74.8%)	安全基準 40 (38.8%)	衛生基準 31 (30.1%)	医師等からの意見聴取 21 (20.4%)
食料品製造	50	41 (82.0%)	安全基準 19 (38.0%)	労働時間 15 (30.0%)	医師等からの意見聴取 13 (26.0%)
繊維・衣服	7	5 (71.4%)	安全基準 5 (71.4%)	・労働時間 ・割増賃金 ・年次有給休暇 ・医師等からの意見聴取 2 (28.6%)	
建設	37	33 (89.2%)	年次有給休暇 16 (43.2%)	賃金の支払 10 (27.0%)	割増賃金 9 (24.3%)
農業	7	7 (100%)	健康診断 4 (57.1%)	労働条件 3 (42.9%)	・年次有給休暇 ・賃金台帳 ・医師等からの意見聴取 2 (28.6%)
<参考> 全業種	279	225 (80.6%)	安全基準 92 (33.0%)	年次有給休暇 73 (26.2%)	労働時間 62 (22.2%)

<注1>「主な業種」は、全国で技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
農業・・・農業、畜産業

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

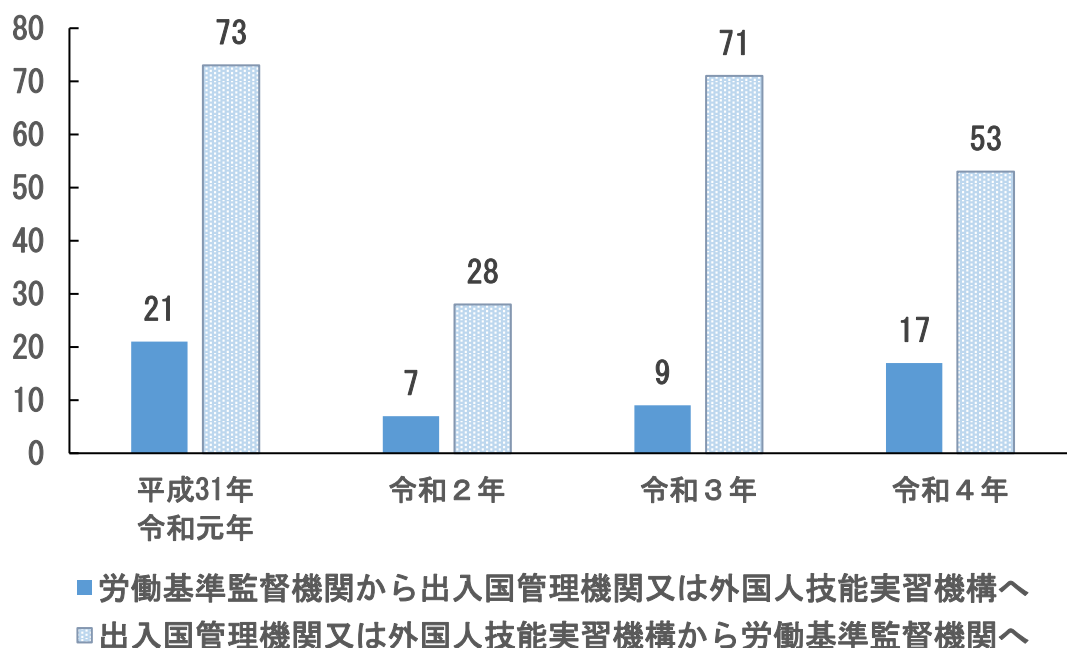
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では出入国管理機関又は外国人技能実習機構との間で、相互に通報を行っている。
- (2) 令和4年に当局内で労働基準監督機関から出入国管理機関又は外国人技能実習機構へ通報を行った件数は17件であった（※1）。令和4年に労働基準監督機関が外国人技能実習機構から通報を受けた件数は53件であった（※2）。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関又は外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者等に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生又は特定技能労働者に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関又は外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関又は外国人技能実習機構において実習実施者等を調査した結果、特定技能労働者又は技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

（注）平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。

通報件数



令和 7 年 6 月 2

関係団体の長 殿

静岡労働局労働基準部
健康安全課長

外国人労働者の労働災害防止について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、静岡労働局では、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第 14 次労働災害防止計画」（以下「14 次防」という。）を、令和 5 年度を初年度とした 5 か年計画として作成し、令和 7 年度は同計画の 3 か年目として展開しています。

静岡県内では、外国人労働者の労働災害が多く発生していることから、14 次防における最重要課題の一つに「外国人労働者の労働災害の減少」を掲げ、「外国人労働者の死傷年千人率を令和 4 年と比較して令和 9 年までに減少させる。」ことを目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、令和 6 年の静岡県内における外国人労働者の死傷年千人率は 4.87（技能実習生 5.01）と依然高い発生率（全国：外国人労働者 3.63、技能実習生 3.98）となっております。

働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、事業者においては、それぞれの事業場で一人の被災者も出さないという理念の下、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう、不断の努力が必要です。

また、労働災害の防止は事業者の責務ですが、安全活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、特に外国人労働者に対しましては、安全で健康な作業について正しく理解いただくことが重要です。

毎年 6 月は「外国人雇用啓発月間」ですが、本年度につきましては安全衛生教育の実施につきましても触れられており、教育教材等につきましても示されているところです。

つきましては、貴職におかれましても、これら教育教材等の活用により、一般的な安全衛生対策を含めた教育の実施がなされ、外国人労働者の労働災害が減少となりますよう、貴団体広報誌やホームページ等に掲載いただくなどにより周知・啓発へのご協力をお願いいたします。

資料等につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi.html

